

## 市川都市計画道路の変更（千葉県決定）について（報告）

- ・【資料 1】 市川都市計画道路の変更に係る都市計画の案の申出について（案）
- ・【資料 2】 計画書及び理由書
- ・【資料 3】 総括図（抜粋）
- ・【資料 4】 計画図（確認用）
- ・【説明資料 1】 都市計画原案説明会資料
- ・【説明資料 2】 原案説明会等開催状況について

〈注意〉  
この資料は、都市計画審議会の報告資料であり、  
都市計画決定図書ではありません。

令和 3 年 5 月 2 8 日  
交通計画課

(案)

資料 1

市川第 20210000- 号  
令和 3 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

市川市長 村越 祐民

市川都市計画道路（千葉県決定）の変更に係る都市計画の案の申出について

このことについて、都市計画法第 15 条の 2 第 1 項の規定による案と成るべき  
事項の申出を行います。

## 市川都市計画道路の変更(千葉県知事決定)

都市計画道路中3・4・25号湊海岸線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・25	湊海岸線	湊	塩浜一丁目	千鳥町	約2,730m	地表式	2車線	16m	地下鉄東西線と立体交差 JR京葉線と立体交差 自動車専用道路1・2・1号と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	

「区域および構造は計画図表示のとおり」

## 理由

本路線のうち、起点から都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線までの延長約0.4キロメートル区間について、事業の実施にあたり、沿道からの交通機能を確保するため側道を設けることなどから、線形や区域の変更を行うものである。

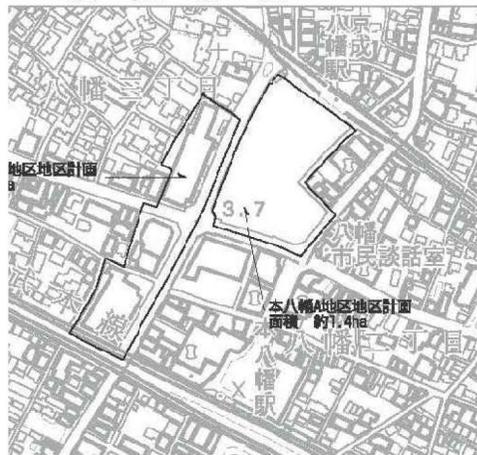
## 理由書

都市計画道路3・4・25号湊海岸線は、旧江戸川の都県境を起点として、市川市塩浜に至る延長約2.7キロメートルの路線であり、旧江戸川渡河部の橋梁区間を除き概成している。

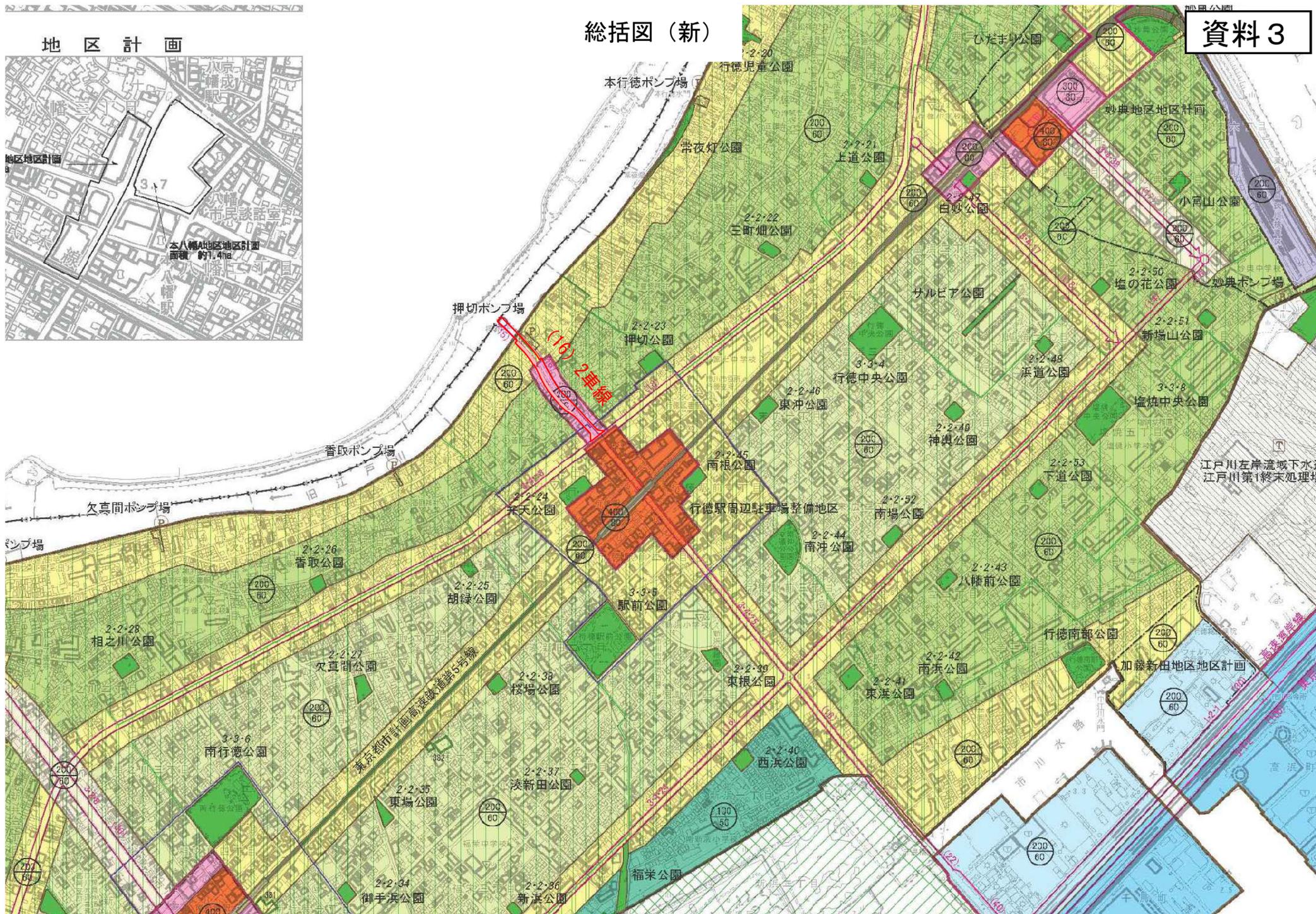
葛南地域における都県境では、江戸川及び旧江戸川に架かる限られた橋梁に交通が集中し、交通混雑が発生しており、交通混雑の緩和や帰宅困難者の円滑な避難ルートの確保など防災面の観点から、本路線の整備を進める必要がある。

本路線のうち、起点から都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線までの延長約0.4キロメートル区間について、事業の実施にあたり、沿道からの交通機能を確保するため側道を設けることなどから、線形や区域の変更を行うものである。

# 地区計画

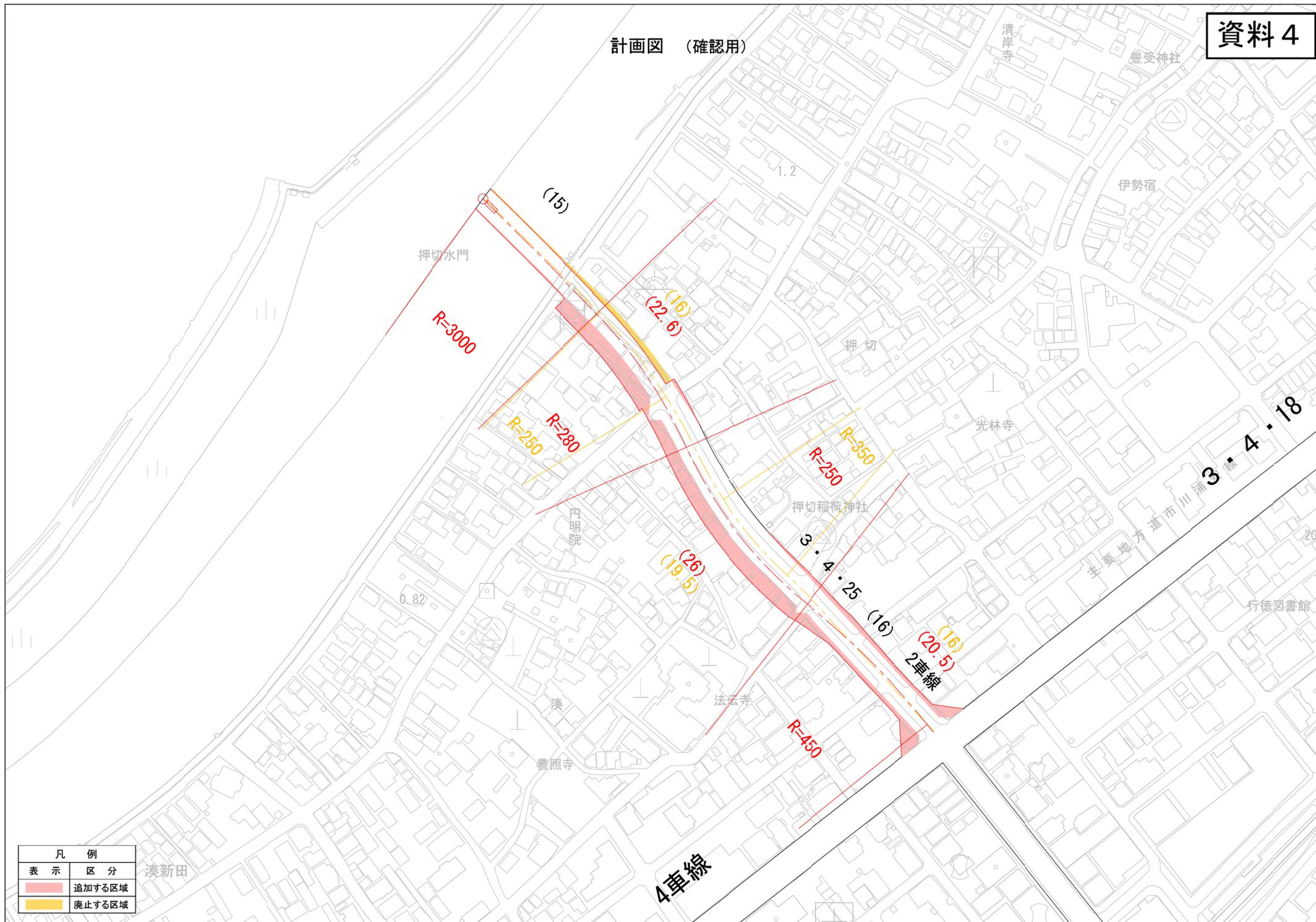


# 総括図 (新)



# 資料 3

計画図 (確認用)



凡 例	
表 示	区 分
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red; border:1px solid black;"></span>	追加する区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span>	廃止する区域

湊新田

4車線

# (仮称) 押切橋都市計画原案 説明会資料

令和3年2月22日公開  
主 催：市川市  
事業者：千葉県

## 目次

1. (仮称) 押切橋の概要等
2. (仮称) 押切橋の都市計画原案
3. 今後の進め方

# 1. (仮称) 押切橋の概要等

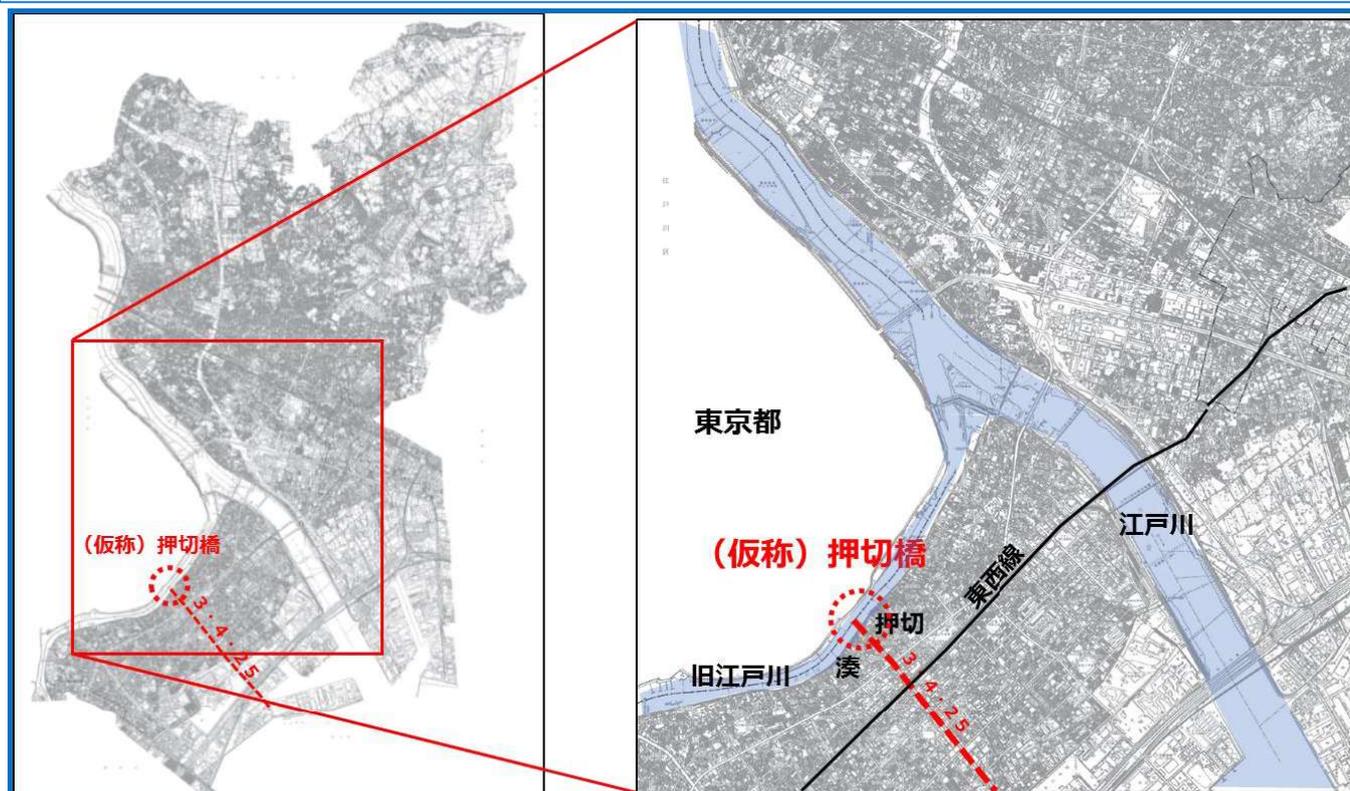
## 1-1 (仮称) 押切橋の位置付け

## 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要

3

## 1-1 (仮称) 押切橋の位置付け (1)

- (仮称) 押切橋は、旧江戸川を渡る橋梁であり、昭和42年に都市計画道路3・4・25号湊海岸線の一部として都市計画決定されています。



4

# 1-1 (仮称) 押切橋の位置付け (2)

## 市川都市計画区域マスタープラン【平成28年3月千葉県策定】

### 【市川市の現状】

市川都市計画区域（以下、本区域）は、都心から20km圏内に区域全体が含まれる立地にあることから市街化が急速に発展してきた地域です。

道路交通は、膨大な通過交通量による慢性的な交通渋滞により、市街地内の生活道路へ通過交通が混入し市民生活に大きな影響を及ぼしています。



### 【都市づくりの基本方針】

本区域は、市川駅、本八幡駅及び行徳駅周辺を都市拠点とした街づくりを目指しており、新たな都市計画道路の整備により都市拠点や地域拠点へのアクセスを向上させるとしています。



### 【主要な施設の整備目標】

都市計画道路3・4・25号湊海岸線（仮称）押切橋が概ね10年以内に整備を予定する施設として位置付けられています。

出典：市川都市計画区域マスタープラン【千葉県】より

注釈）都市計画区域マスタープランとは、都道府県等が決定し、一体の都市として整備、開発及び保全すべき都市計画区域を対象として、中長期的な視点に立って、都市計画の基本的な方針を定めるものです。

(※道路に関する記述を抜粋)

# 1-1 (仮称) 押切橋の位置付け (3)

## 市川市都市計画マスタープラン【平成16年3月市川市策定】

### ●市川市の将来都市像

「ともに築く自然とやさしさがあふれる文化のまち いちかわ」

### 【全体構想には】

#### ○骨格となる道路と地域をつなぐ道路の整備

市域や地域間を連絡し、また交通機能を高めるために、市域を南北・東西につなぎ、道路ネットワークの骨格となる外環道路や国道14号、また、これらの道路を補完する都市計画道路、及び江戸川架橋等の整備を進めると位置付けています。

### 【地域別構想には】

#### ○行徳駅周辺は、都市拠点として位置付け

地域を支える商業・業務・文化機能の充実など、地域の顔となる土地利用を図るとしています。

#### ○都市計画道路3・4・25号湊海岸線は、地域連携軸として位置付け

都市計画道路3・4・25号の沿道は、旧江戸川・駅・海を結び、地域を連携する軸として、良好な歩行空間や人が集う環境を有する土地利用を誘導するとしています。



交通環境の主な方針と方針図には、分断を解消する架橋の整備として、(仮称) 押切橋が位置付けています。



出典：市川市 都市計画マスタープラン「概要版」より

(※本区域に関する記述を抜粋)

# 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要 (1)

## ■課題

- 江戸川、旧江戸川の都県境区間では、市川橋から今井橋まで約8kmにわたって一般道路の橋梁がなく首都圏の人口集中地区における直轄河川において、橋梁間隔が最長の区間です。

## [位置図]



## [橋梁間隔]



地図出典：国土地理院ウェブサイト

# 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要 (2)

## ■事業目的

- 江戸川、旧江戸川に架かる橋梁が限られていることから、**新たな橋梁として(仮称)押切橋を整備し、限られた橋梁に交通が集中し発生する交通混雑や防災上の脆弱性などの課題解消を図ります。**

◆  
整備  
効果  
◆

### ■交通の円滑化

- 限られた橋梁に交通が集中し、交通混雑が発生しているため、**既存の橋梁に集中していた交通が分散され、交通の円滑化が期待**されます。

### ■地域間の交流連携の活性化

- 篠崎地区と行徳地区との**結びつきが強化され、地域間交流の活性化が期待**されます。

### ■地域の利便性の向上

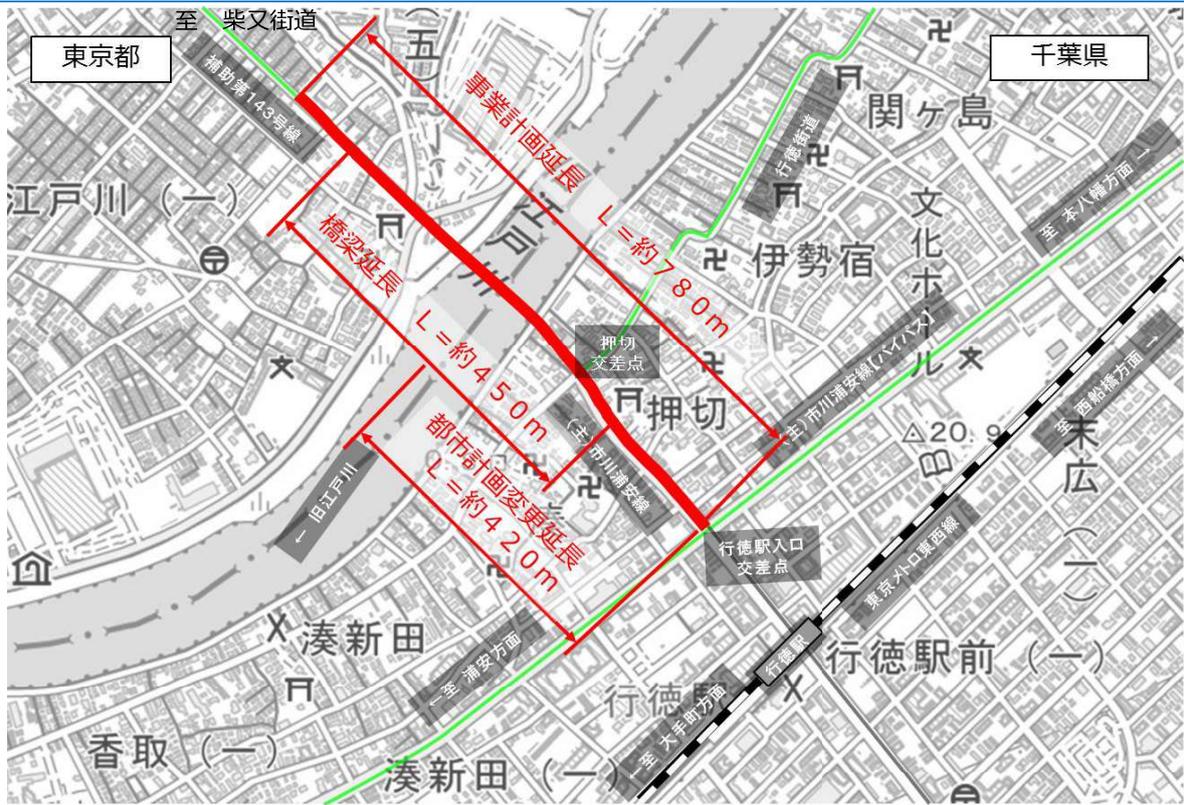
- 都営新宿線の瑞江駅へのアクセス性が向上し、通勤などで利用できる**鉄道の選択肢が増えます。**

### ■大規模災害時の防災機能の強化

- 今井橋が事故や災害などにより通行できなくなった場合等、**代替性が確保され防災機能の強化**につながります。
- 新たな移動経路が確保され、大規模災害時において、都県境の限られた橋梁に集中する**人や車の混雑緩和が期待**されます。

# 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要 (3)

- (仮称) 押切橋は、東京都江戸川区と千葉県市川市を結ぶ約450mの橋梁であり、事業計画延長は、約780mです。

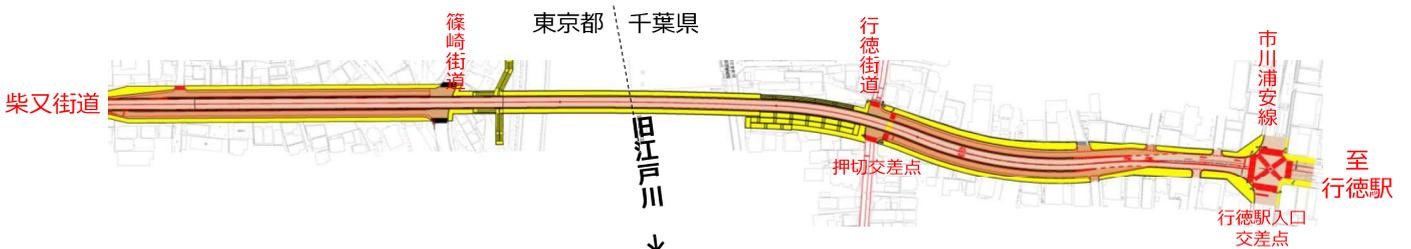


地図出典：国土地理院ウェブサイト

# 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要 (4)

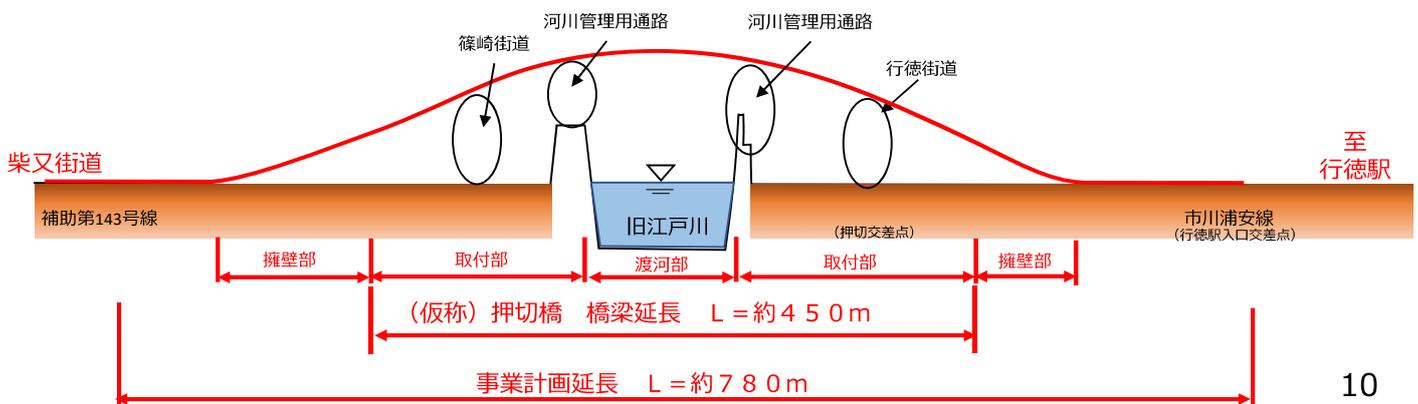
- (仮称) 押切橋は、行徳街道、篠崎街道、河川管理用通路などと立体交差し、千葉県側は、県道市川浦安線に接続し、東京都側は、柴又街道に接続する橋梁です。

## ○平面図



※本図は、航空写真を元に作成しており、今後、詳細な測量や設計により、変更になる可能性があります。

## ○縦断面図

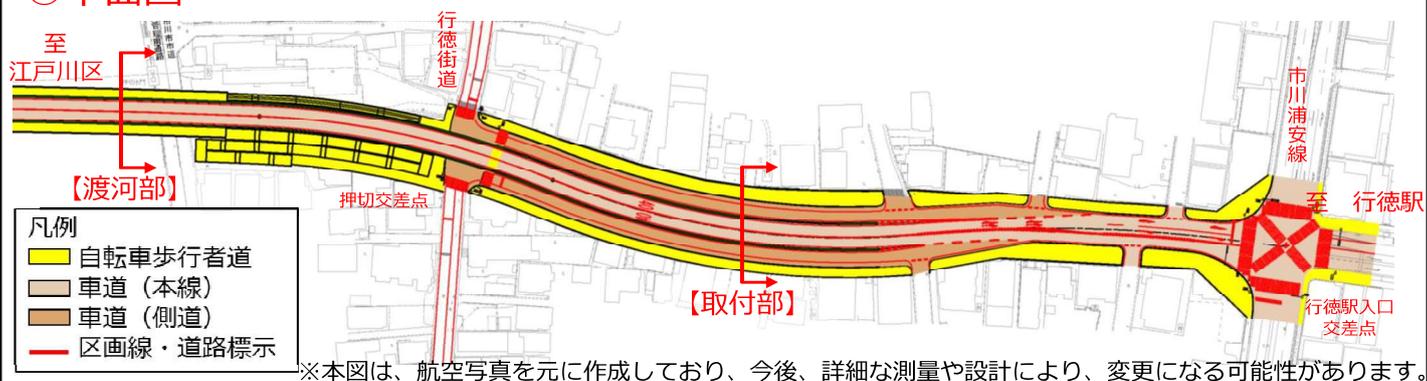


# 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要 (5)

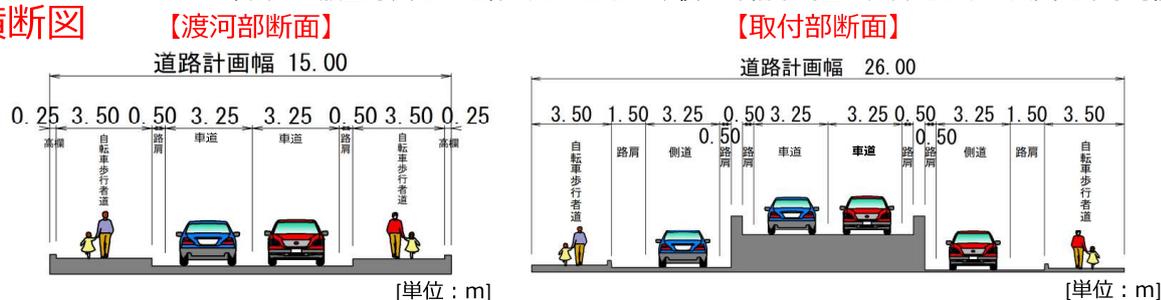
## ■千葉県側の橋梁計画について

- ・ 渡河部では、片側1車線の2車線の車道、両側に自転車歩行者道を整備します。
- ・ 取付部では、片側1車線の2車線の車道、両側に側道、路肩、自転車歩行者道を整備します。なお、側道は、一方通行となります。

### ○平面図

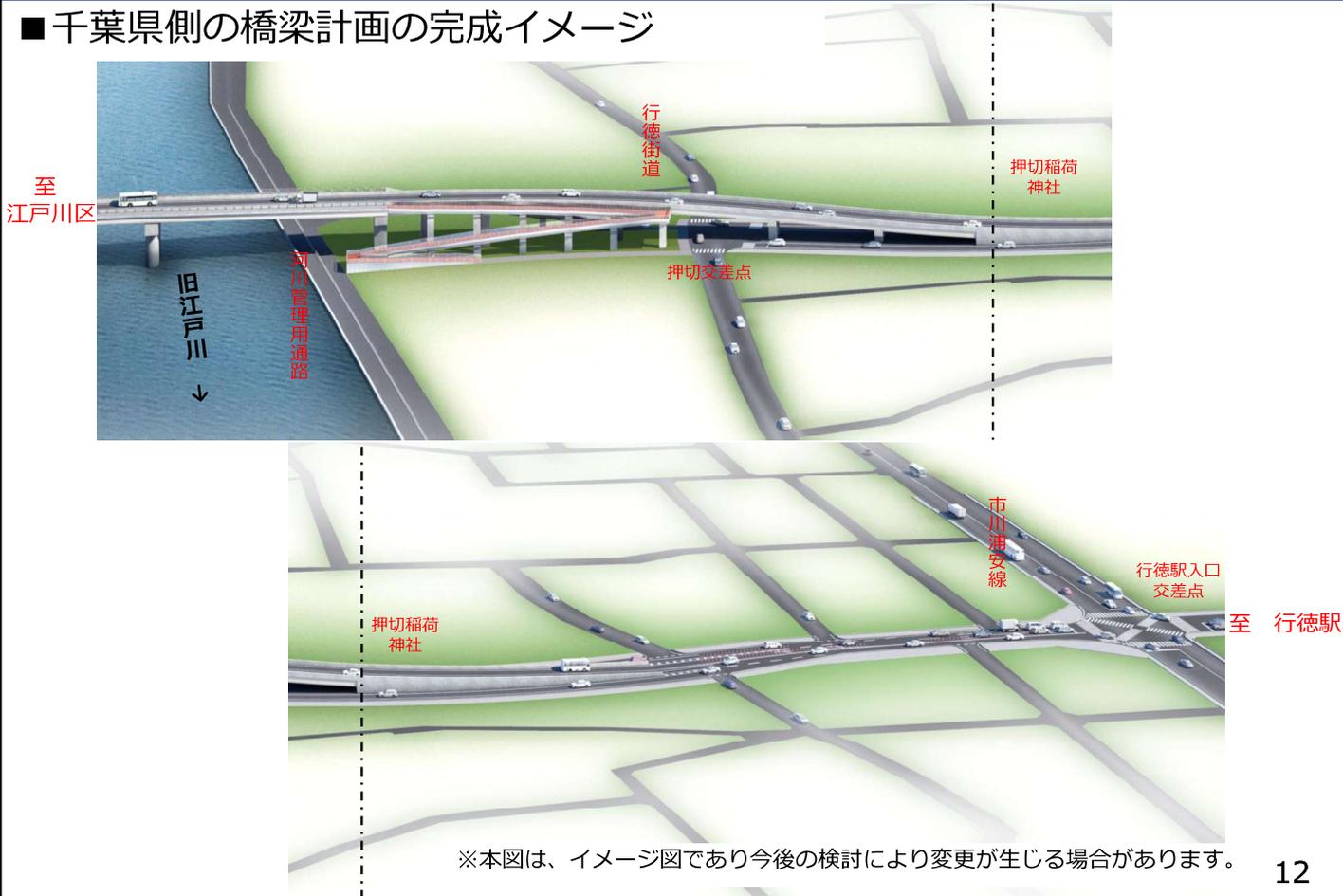


### ○横断図



# 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要 (6)

## ■千葉県側の橋梁計画の完成イメージ

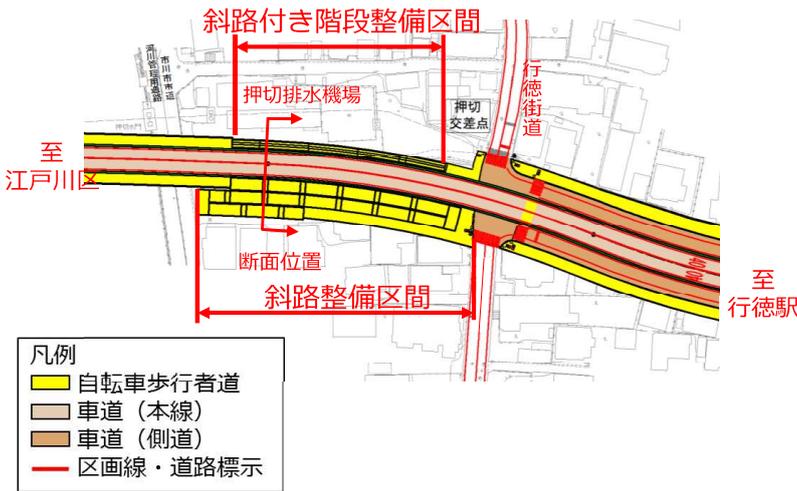


# 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要 (7)

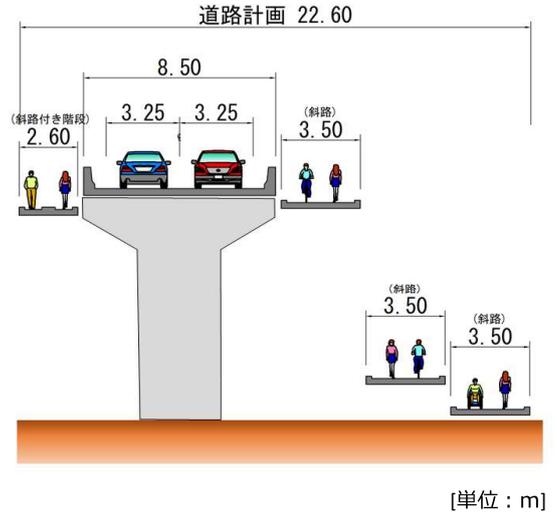
## ■ (仮称) 押切橋における自転車・歩行者等の利用形態について

- ・ 押切排水機場側 (北側) については、斜路付き階段で整備する計画です。  
 ※斜路付き階段は、中央に勾配約 2.5% の斜路 (スロープ)、両側に階段の構造となります。
- ・ 南側については、斜路で整備する計画です。  
 ※こちら側の斜路は、勾配約 8% の斜路 (スロープ) 構造となります。

### ○ 押切交差点付近 平面図



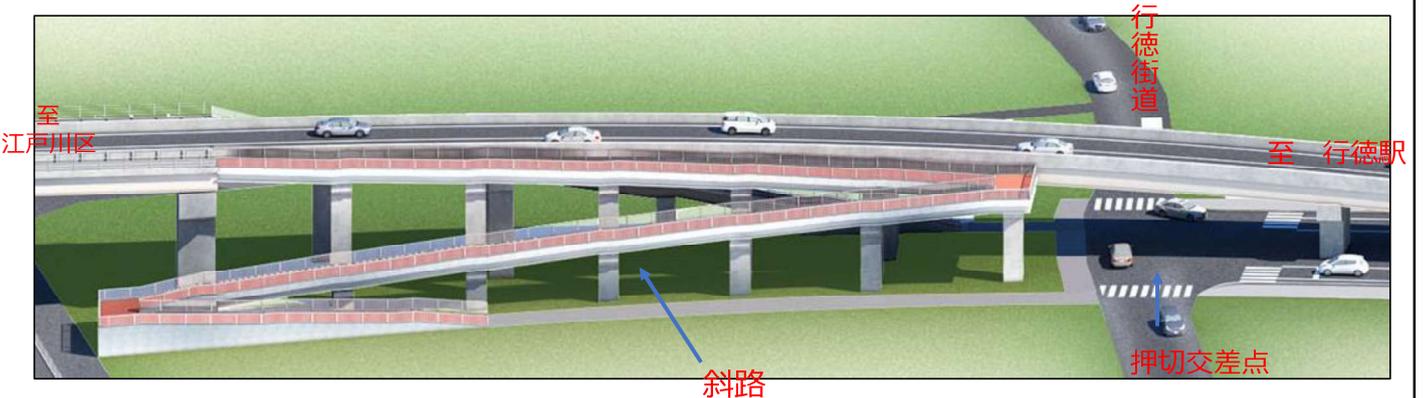
【イメージ図】



※本図は、航空写真を元に作成しており、今後、詳細な測量や設計により、変更になる可能性があります。

# 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要 (8)

## ■ 斜路の完成イメージ



## ■ 斜路付き階段の完成イメージ

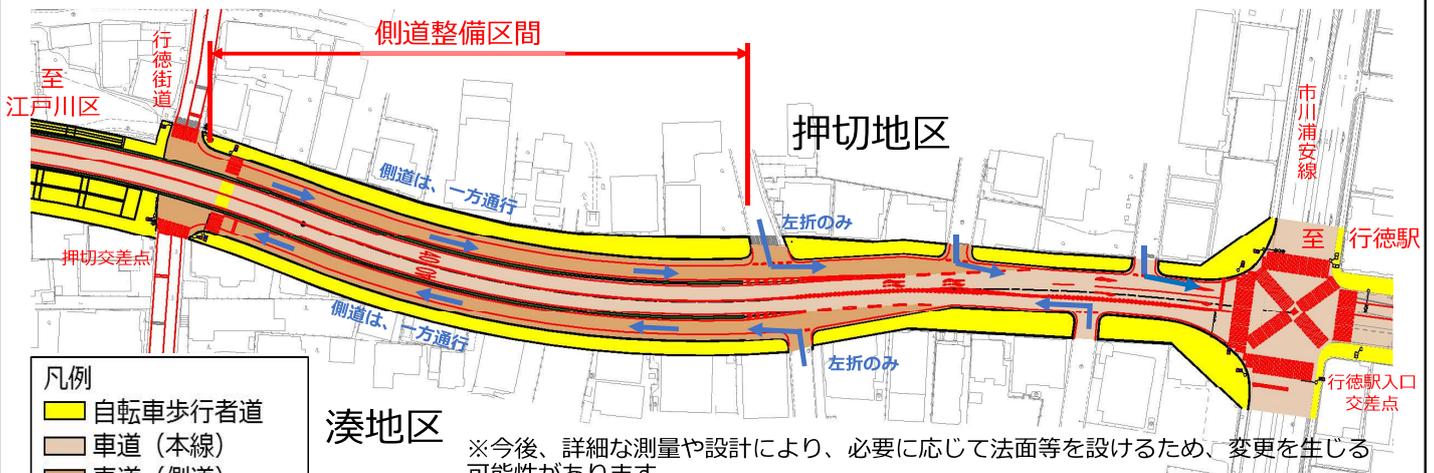


※本図は、イメージ図であり今後の検討により変更が生じる場合があります。

# 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要 (9)

## ■本線および側道と接道する市道の利用形態について

- ・押切地区および湊地区から県道へ合流する場合は、左折のみの一方通行となります。

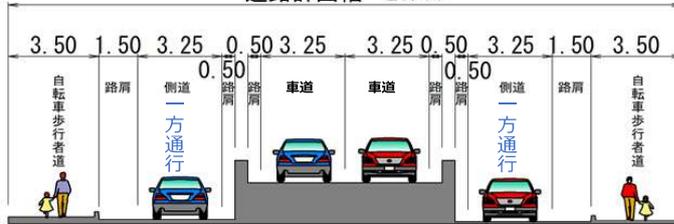


- 凡例
- 自転車歩行者道
  - 車道（本線）
  - 車道（側道）
  - 区画線・道路標示

湊地区

※今後、詳細な測量や設計により、必要に応じて法面等を設けるため、変更を生じる可能性があります。

道路計画幅 26.00



[単位：m]

# 1-2 (仮称) 押切橋の計画概要 (10)

## ■完成イメージ



※本図は、イメージ図であり今後の検討により変更が生じる場合があります。

至 行徳駅

## 2. (仮称) 押切橋の 都市計画原案について

### 2-1 都市計画について

### 2-2 (仮称) 押切橋の都市計画変更について

17

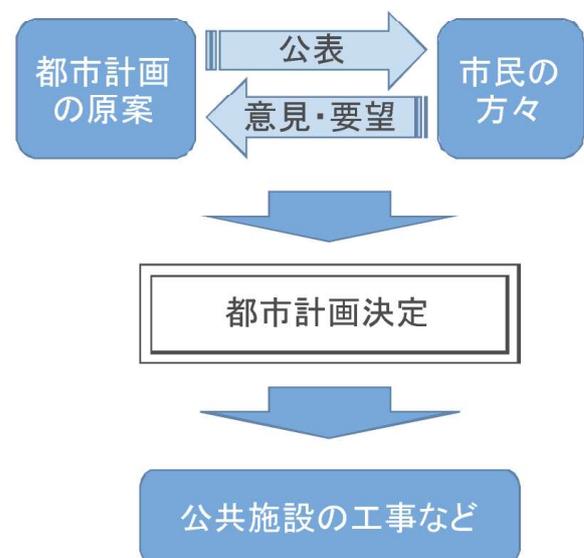
## 2-1 都市計画について (1)

### ●都市計画とは

- ⇒ **まちをより良くしていくためのルールや計画**を定めたものです。
- ⇒ 都市計画の手続きは、**市民の方々のご意見を踏まえながら進めていく必要があります。**

### ●都市計画で定める内容

- ・土地の使い方のルール
- ・建物の建て方のルール
- ・市街地開発事業の計画
- ・公共施設（道路、公園、下水道など）の配置計画



18

## 2-1 都市計画について（2）

### ●都市計画道路とは

- ・都市計画法に基づき、ルートや幅員などを定める道路です。
- ・都市計画道路の区域内では、一定の建築行為が制限されます。

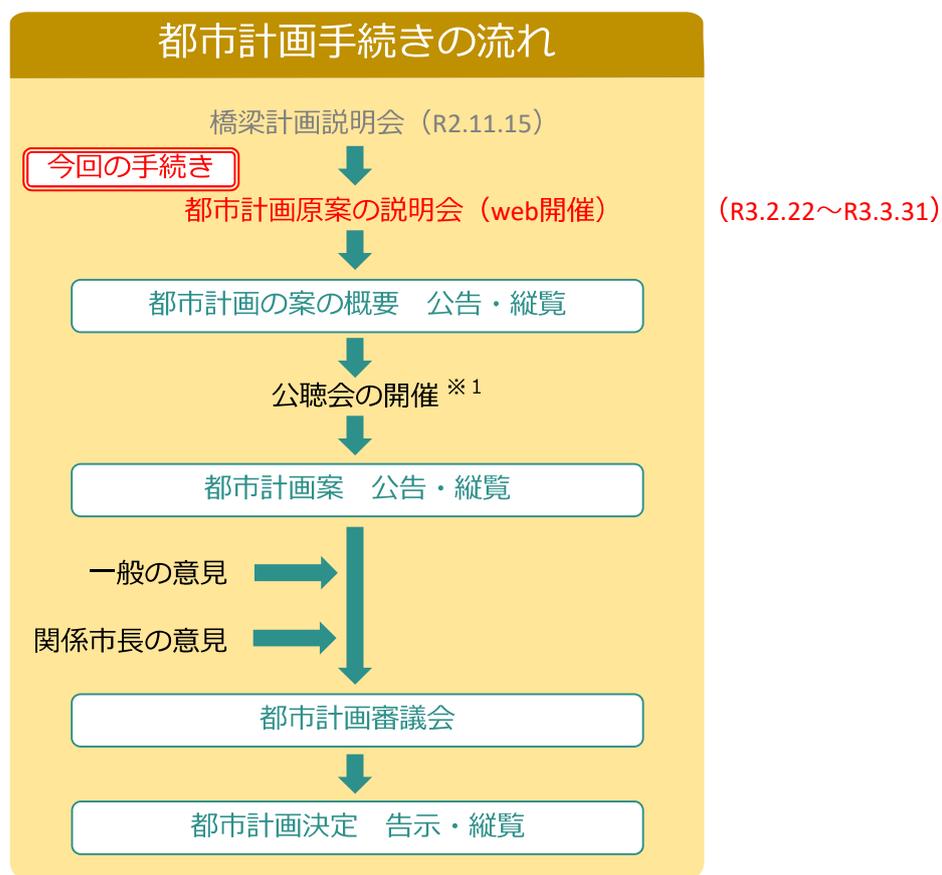
#### 【許可基準】

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであると認められること。

- ・階数が二階以下で、かつ、地下を有しないこと。
- ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※詳細は市川市都市計画課にお問い合わせください。

## 2-1 都市計画について（3）

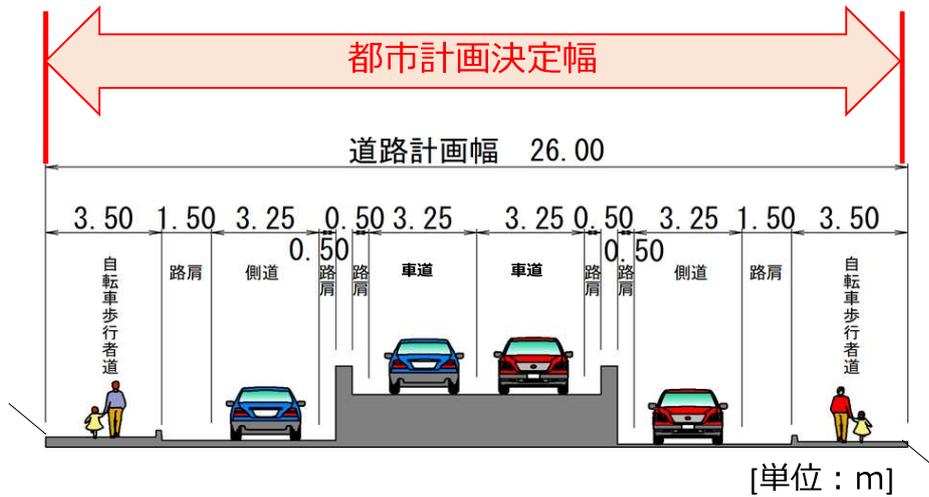


※1 公述の申し出が無い場合は、開催しません。

# 2-1 都市計画について（4）

## ■都市計画決定区域のイメージ

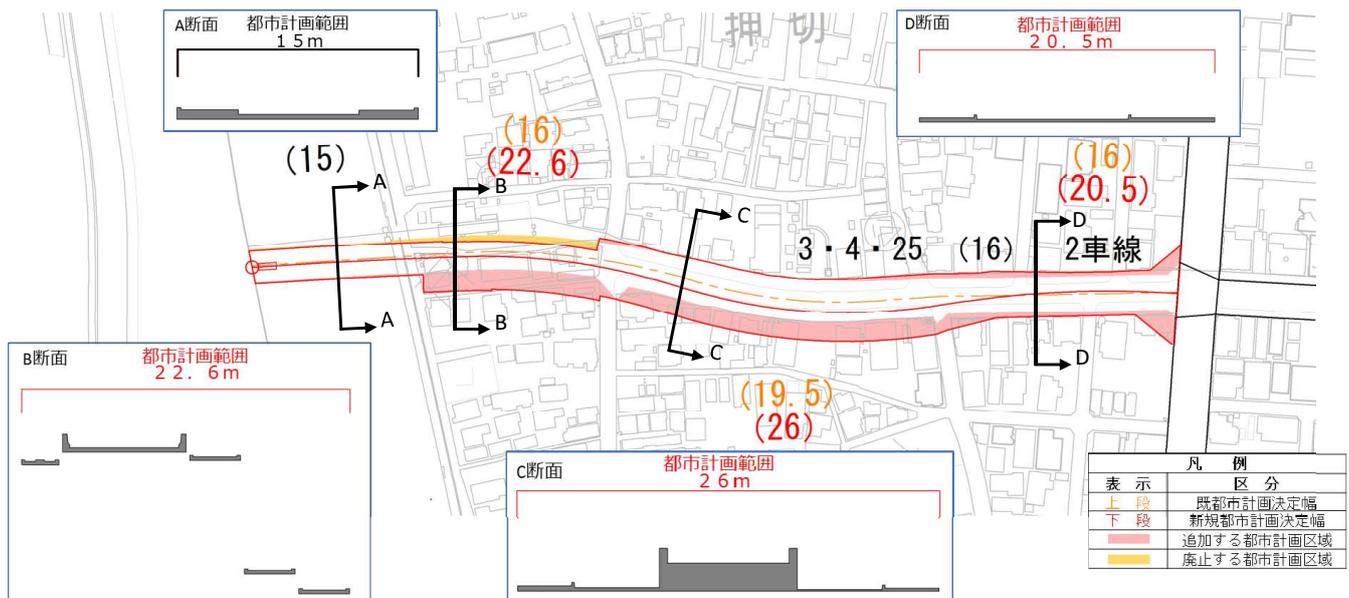
本区域は、車道や自転車歩行者道等で構成される区域（法面は含まない）になります。



※事業化後、詳細な測量や設計により、必要に応じて法面等を設ける必要がある場合は、道路整備を行う範囲とは異なる可能性があります。

# 2-2（仮称）押切橋の都市計画変更について

## 【計画図】



## 【計画書】

	名称		位置 (起点～終点)	延長	構造形式	幅員	車線の数
	番号	路線名					
変更 区間	3・4・25	湊海岸線	湊～押切	約420m	高上げ式 地表式	15.0m ～ 26.0m	2

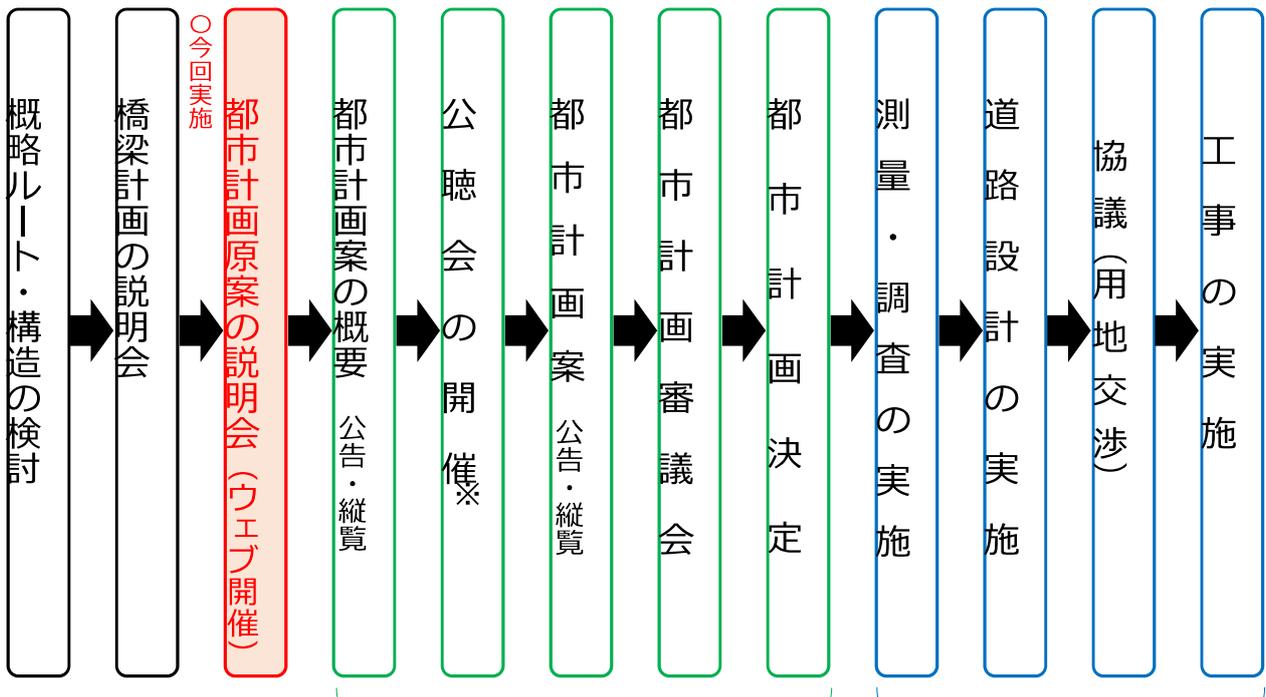
# 3. 今後の進め方について

3-1 今後の流れ

3-2 お問い合わせ

## 3-1. 今後の流れ

■今後、（仮称）押切橋は、下図に示すような手順に従って、地域の皆様のご意見を伺いながら進めていく予定です。



都市計画手続き

事業実施

※公述の申し出が無い場合は、開催しません

## 3-2.お問い合わせ

### ○ (仮称) 押切橋の都市計画の手続きに関するお問い合わせ先

市川市 交通計画課

TEL: 047-712-6341

メールの場合は、以下アドレスからお問い合わせください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/roa01/0000357911.html>

### ○ (仮称) 押切橋の事業計画に関するお問い合わせ先

千葉県 葛南土木事務所 調整課

TEL: 047-433-6745

メールの場合は、以下アドレスからお問い合わせください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-katsunan/>

お問い合わせのありました主なご意見・ご質問につきましては、後日、市川市HPに回答を掲載いたします。  
なお、個人情報は公表いたしません。

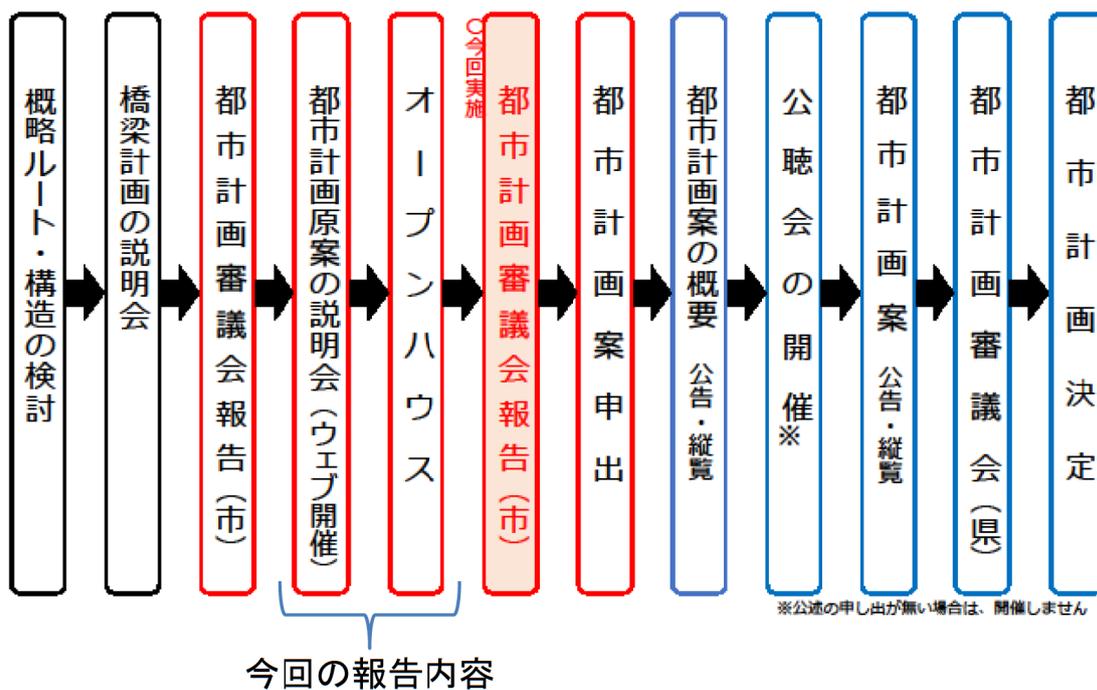
# 都市計画道路3・4・25号湊海岸線 (仮称)押切橋 原案説明会等開催状況について

令和3年5月28日  
交通計画課



いつも新しい流れがある いちかわ

## 1. 手続きの進捗状況



今回：都市計画原案の説明会・オープンハウス報告  
次回：公聴会終了後報告予定

## 2-1. 手続きの経過（Web説明会）



### 都市計画原案のWeb説明会について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため  
市公式Webサイトで説明動画を公開

### 公開期間

令和3年2月22日から令和3年3月31日

### 動画再生回数

557回

## 2-2. 手続きの経過（オープンハウス）



### 開催日

令和3年3月26日（金） 13時から20時  
令和3年3月27日（土） 13時から18時

### 場所

湊地域ふれあい館（湊11-18）

### 参加人数

41人  
26日（金） 17組25名  
27日（土） 10組16名

(仮称) 押切橋 都市計画原案の Web 説明会及びオープンハウスの主な質問事項について

種別	ご質問の要旨	ご質問に対する回答	備考
スケジュールについて	・都市計画の手続きは、どれ位の期間か。	・都市計画の手続きは、その案件の内容によって、住民との合意形成や関係機関との調整などに必要となる期間が異なることから、手続き期間は一概には言えませんが、多くの案件で都市計画原案の説明会開催から1年程度の期間が必要となっています。	
	・用地交渉が何年後か教えてもらいたい。	・(仮称) 押切橋が事業化がされた後に現地測量により詳細な地形や範囲を把握し、道路や橋梁の詳細な設計を行ったうえで、速やかにご説明させていただきます。	
	・工事には、いつごろ着手するのか。工事完了時期の見通しはどうか。	・(仮称) 押切橋に関する事業の御理解を得て、用地取得への御協力を頂いた上で、工事着手となることを考えております。	
都市計画関係	・なぜ、湊地区だけ都市計画道路の範囲が広がるのか。	・(仮称) 押切橋の周辺地域は、都市計画決定した昭和42年当時と比べ、市街化が進展しており、現在の土地の利用状況を考慮した結果、本線の両側に側道と歩道を設置する必要があると考え、当時の都市計画道路幅より範囲が広がる計画となりました。 ・都市計画道路の範囲が広がること、及び押切稲荷神社を道路線形のコントロールポイントとして考えたことから、湊地区側に範囲が広がる計画としています。	
	・(仮称) 押切橋の計画は無くなったと聞いていた。今回、なぜ、都市計画変更を行うことが必要なのか。	・(仮称) 押切橋を含む市川都市計画道路3・4・25号湊海岸線は、昭和42年に都市計画決定された道路です。 ・市街化の進展状況を踏まえ具体的な検討を行った結果、側道等の設置による幅員等の変更が生じたため都市計画を変更するものです。	
	・今回の都市計画区域の変更により、自宅が都市計画区域内になったが、この区域から変更することはないか。	・今回の都市計画区域の変更では、押切稲荷神社を道路線形のコントロールポイントとして考えたことから、湊地区側に範囲が広がる計画となりました。今後も住民の皆様丁寧に説明を行いながら、手続きを進めてまいります。	

用地補償関係		・なお、用地を取得させて頂く範囲については、(仮称) 押切橋の事業化後、現地測量により詳細な地形や範囲を把握し、道路や橋梁の詳細な設計を行ったうえで、事業者となる県からご説明させていただきます。	
	・都市計画決定されると区域内の土地は規制が増えるのか。	・都市計画決定された道路の区域内では、将来の事業に円滑な施行を確保するため、建築物の建築が制限され、区域内で建築物を築造しようとする場合は、都市計画法第53条により、「建築の許可」が必要となります。 ・許可条件等については、市川市の街づくり計画課までお問い合わせ下さい。	
	・用地買収や補償(建物の取壊し・建替えに関することも含む)はどのようにされるのか。	・事業者となる県からの用地取得や補償に関する説明に御理解していただいた上で、御協力して頂くこととなります。 <用地取得について> ・用地を取得させて頂く際の価格については、近傍の正常な土地取引の事例調査を行い、不動産鑑定士による鑑定評価価格を事業者となる県からご説明させていただきます。 ・用地を取得させて頂く範囲については、現地測量により詳細な地形や範囲を把握し、道路や橋梁の詳細な設計を行ったうえで、事業者となる県からご説明させていただきます。 <補償について> ・建物の取壊しや建替えに関することについても、個々の形状、面積、材質等に違いがありますので、それらを詳細に調査の上、補償基準に基づき金額を事業者となる県からご説明させていただきます。	
	・補償はオーナーにされるのか。それとも入居されている各個人にされるのか。	・補償は事業者となる県とオーナー(所有者)ごとに契約させて頂くこととなります。 ・なお、借家人が従前と同程度の建物や部屋を賃借するために通常要する費用(権利金等一時金)を補償基準に基づき補償させて頂くこととなります。	
	・土地と建物の登記人が異なる場合の補償の扱いは?	・補償時点の各々の登記人と契約させて頂くこととなります。	
・現時点で用地取得面積などはわかるのか。	・現時点の計画図は航空測量を基にしているため、用地を取得させて頂く範囲については、今後、現地測量により詳細な地形や範囲を把握し、道路や橋梁の詳細な設計を行ったうえで、事業者となる県からご説明させていただきます。		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残地補償はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に必要となる土地のみを取得させて頂くことを原則としております。</li> <li>・残地については、従前の土地と比較し価値減少が発生すると認められる場合には価値減少分を金銭で補償させて頂きます。なお、詳細については用地交渉の際に事業者となる県から個別にご説明させて頂くこととなります。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事実施時の振動による補償はするのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者となる県により、工事の実施前後で家屋調査を実施させて頂き、工事に起因した振動等による家屋被害が発生した場合は、基準に基づき補償させて頂くこととなります。</li> </ul>	
構造について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮音壁は設置されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音については環境影響評価を事業者となる県により実施し、基準値以下となることを予測していることから、現在、遮音壁の設置は計画しておりません。</li> <li>・現段階の環境影響評価において予測し得なかった状況が生じた場合には、必要に応じて、適切な措置を講じてまいります。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 押切橋の高さは、押切排水機場から見てどの位の高さとなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押切排水機場付近における(仮称) 押切橋の高さについては、新設された排水機場(南側)の建物から1m程度、低くなる計画となっています。</li> </ul> <p>※橋の高さは約11mとなっています。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明資料の図面の縮尺は、2,500分の1になっているのか。</li> <li>・図面のコピーは、貰えるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明資料の縮尺は、スライドのサイズに合わせているため2,500分の1ではありません。</li> <li>・縮尺が2,500分の1の図面については、「市川市役所交通計画課、市川市市役所行徳支所地域整備課、千葉県葛南土木事務所」で、閲覧していただくことができます。</li> </ul> <p>(都市計画手続き中の図面のため、コピーでの配布は行っておりません)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水神様はどうするのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元自治会の意向を踏まえながら、丁寧に対応させて頂きます。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の窓口はどこか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の手続きに関するお問い合わせ先は、市川市交通計画課(電話)047-712-6341</li> <li>・(仮称) 押切橋の事業計画に関するお問い合わせ先は、千葉県葛南土木事務所調整課(電話)047-433-6745となります。</li> </ul>	